

## 2 知的財産専門サービスにおける能力評価制度に関する調査研究

「知的創造サイクル」の促進のためには知的財産専門サービスの充実強化が不可欠である。しかし、弁理士資格以外に、知的財産専門サービスに携わる人材の能力を客観的に評価するシステムがないため、知識と経験を備えた人材が十分活用されていない、あるいは新規参入が活発化していないという指摘もある。

このような認識に基づき、では、知的財産専門サービスと、そのサービス提供者と関連する能力評価制度の現状について概観し、知的財産専門サービス能力評価制度マップとしてまとめた。

では、企業及び特許事務所に、現在の能力評価制度の利用実態と、求められる能力評価制度についてアンケート調査を行い、結果について業界主要団体に意見を聞いた。

では、海外の主要各国における能力評価制度の現状を調査し、まとめた。

では、知的財産専門サービスにおける能力評価制度の調査結果を総括した。

### 知的財産専門サービスにおける能力評価制度

#### 1 知的財産専門サービスを取り巻く状況

##### (1) 背景

情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」を迎え、欧米が官民を挙げて知的財産戦略を強化している。このような中において、我が国産業の国際競争力を強化し、中小企業やベンチャー企業等の新規事業の支援を行っていくためには、知的財産の創造・権利化・活用からなる「知的創造サイクル」を促進するとともに、その戦略的活用を核とした事業活動の活性化を図ることが必要である。そのためには、これらをサポートする知的財産専門サービスの充実強化が不可欠である。

知的財産専門サービスの充実強化に際しては、既に知的財産にかかわっている者を有効に活用することが重要である。特に民間企業の知的財産部スタッフや弁理士事務所の事務所員等は、OJTを通じて工業所有権関係の基礎知識、技術知識、豊富な実務経験を有しているため、積極的に活用を図ることが望ましい。しかしながら、弁理士資格以外に知的財産専門サービスに携わる人材の能力を客観的に評価するシステムがないため、知的財産専門サービスに従事している多くの人材の専門能力が社会で十分活用されていないとの指摘がある。また同時に、この分野への人材の新規参入を促進していくことも必要であるが、同様の理由により、この分野への参入に対するインセンティブが強く働かず、新規参入が活発化していないという指摘がある。

##### (2) 能力評価制度導入に関する指摘

平成11年12月に工業所有権審議会より「通商産業大臣に答申された「弁理士法の改正等に関する答申」においては、以上のことを背景として、多様な人材の知的財産分野への

参入を促進するためのインセンティブの強化や、適正な知的財産取引等の促進の観点から、知的財産の評価や取引に関する能力評価制度等の導入を検討すべき旨が指摘されている。

また、平成12年3月に当研究所がまとめた「知的財産専門サービスに関する調査報告書」においても、約6割の企業が、知的財産専門サービス提供者の技能を評価するための技能検定制度の必要性を感じているとの調査結果が得られている。

#### 2 知的財産専門サービスの現状

##### (1) 知的財産専門サービスとは

知的財産専門サービスとは、知的財産の創造から、その後の権利取得、権利活用までの、いわゆる知的創造サイクルのすべての局面におけるサービスの総称である。

発明者は、技術を創造し、権利を取得・活用する各段階において、様々なサービスを受けることができる。発明者本人がすべての業務を行うことも可能であるが、「広くて強い」権利を取得し、その戦略的な活用を図るためには、専門家による質の高いサービスの提供を受けることが極めて有効である。

知的財産専門サービスの例としては、( ) 研究開発 (発明発掘)、( ) 出願手続、( ) 特許翻訳、( ) 特許情報検索、( ) 特許流通、( ) 知的財産紛争対応、( ) その他、と様々なサービスが提供されている。

##### (2) 知的財産専門サービス提供者と関連する能力評価制度の概要

知的財産専門サービス提供者の質を担保し、サービス利用者がサービス利用における判断指標とするために、各種の能力評価制度が設けられており、大きく二つに分類される。

第一に、国家がサービス提供者の質を担保するために、試験の可否等に基づいて資格取得を認め、有資格者には特定業務について独占の実施を認めるという「業務独占資格制度」が挙げられる。弁護士制度、弁理士制度がこれに該当する。

第二は、業の独占を認める資格制度ではなく、国や民間団体により実施されている「能力検定制度」である。これはサービス提供者の能力評価結果を明らかにして、サービスの質を担保し、サービス利用者の判断基準を提供する事を目的としたものである。これらの制度には、法的根拠のあるものもあるが、業務独占資格制度ではない。また、法的根拠のないものでも、試験合格者に試験実施団体内のサービス提供を認めるという、特定範囲内での免許制度の形をとっているものもある。

#### ( ) 弁理士

弁理士は、弁理士法に規定する国家資格であり、弁理士試験合格者等に対して業務独占の資格が付与される。弁理士試験においては、工業所有権法(特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び条約)及び技術又は法律の知識・応用能力が審査されている。弁理士の約7割が技術系出身者である。弁理士には、日本弁理士会への加入が義務付けられており、日本弁理士会の行う研修等によって、制度改正や最新技術への能力担保が図られている。

#### 業務範囲

発明を特許出願した後、特許取得を行うためには、審査・審判のを行う必要がある。これらの手続の代理業務(報酬を得て業として行うもの)等は弁理士(弁護士を含む)のみが行うことができる。(弁理士法75条(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限))

弁理士は、特許庁に対する工業所有権の取得手続(例えば審査・審判等の手続)の代理を中核業務とし、このほかに、鑑定業務、審決取消訴訟の訴訟代理も弁理士の業務に位置付けられている。また、侵害訴訟における補佐人の業務も認められており、特許等の侵害訴訟においては、弁理士は補佐人として弁護士とともにサービス提供を行っている。こうした業務(訴訟関係業務を除く)は、弁理士の独占業務であり、弁理士以外の者が報酬を得て業として行うことは弁理士法により禁じられている。(弁理士法75条)

知的財産専門サービスへの需要が多様化している中で、弁理士には技術及び知的財産権の専門家としての活躍が期待されている。例えば、発明の発掘から権利活用に至る「知的創造サイクル」のすべての段階で、企業等の知的財産管理体制を支援することが求められている。

今回の弁理士法改正により、弁理士の業務範囲に、1.税関への不正商品の輸入差止手続の代理、2.専門的仲裁機関における工業所有権に関する事件の仲裁手続の代理(以

上平成13年1月6日に施行)、3.工業所有権等のライセンス契約等の仲介・代理コンサルティング業務(新弁理士法の公布の日(平成12年4月26日)から2年以内の政令が定める日より施行)が追加され、業務が拡大されたところである。

#### 弁理士人口

現在の弁理士人口は4,534人(2001年1月31日現在)。近年、増加傾向にあるものの、年間約40万件の出願件数を支えるには、決して多い状態にあるわけではない。そのため、弁理士の量的拡大を図るべく、後述の試験制度の見直しが行われたところである。

#### 弁理士試験

弁理士試験では、工業所有権法(特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び条約)の5科目と、選択41科目のうち受験者があらかじめ任意に選択する3科目について試験が行われる。合格率は4%前後であり、難易度は高い。

なお、弁理士人口の量的拡大を図るため、試験制度の見直し(試験科目に著作権法等を追加、現行41科目の試験科目の見直し、試験内容を簡素・合理化、他の有資格者への一部試験免除等)が行われた。新しい試験科目は平成14年度から施行予定である。

#### ( ) 弁護士

#### 業務範囲

弁護士法に規定する国家資格であり、司法試験に合格した後、司法研修所において1年6か月の司法修習を修了した者等に対して資格が付与される。

弁護士は、訴訟代理等の紛争処理に関する法務サービスを専業業務としており、法務サービスの中心的な担い手として法律事務全般に関与している。弁護士は弁理士となる資格を有しているほか、弁理士登録をしなくとも弁理士の業務を行うことができると規定されている(弁護士法3条)。今後弁護士には、紛争処理を始めとする知的財産に関する法務サービスの積極的提供が期待されている。

なお、弁護士人口は約18,200人(平成13年1月)であるが、知的財産権及び技術を専門とする弁護士は極めて少なく、今後激化が予想される知的財産紛争の解決に当たる人材としては量的に不十分と認識されている(弁理士登録をしている弁護士は283人であり、理系出身者はその1割である)。

#### 司法試験・司法修習

司法試験は、六法(憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法)の6科目について試験が行われる。合格率は3%前後であり、難易度は極めて高い。合格者は司法研修所における1年6か月の修習(3か月の前期研修、裁判所、検察、弁護士事務所における12か月の実務修習、3か月の後期研修)を終えた後、弁護士となる資格を得る。

## ( ) 特許翻訳

### 業務範囲

近年の出願件数の増大により特許等の翻訳サービスの需要が高まっており、翻訳業務は、特許専門の業者以外にも、多くの業者によってサービスが提供されている。

特許翻訳業務では、出願明細書、出願中間書類、特許公報、優先権証明書類、裁判関係書類、契約関係書類、海外技術文献等、多くの特許関係書類において、多種多様な言語間での翻訳サービスが提供される。例えば特許庁ホームページ(HP)には知的財産分野を専門とする翻訳業者が現在45社掲載されている(平成13年2月)。

なお、翻訳の有無にかかわらず、日本の出願明細書を作成することは、弁理士の専権業務とされている(弁理士法施行令6条)

### 能力検定制度

翻訳業に関しては、業務独占資格制度はないが、後述するように国や民間団体による翻訳一般の能力検定制度がある。例えば、翻訳一般の能力検定の例としては、翻訳技能審査、翻訳基礎能力検定、JTF<ほんやく検定>等がある。また、英語一般の能力検定の例として、実用英語技能検定、TOEIC® Test<sup>(\*)</sup>等がある。

なお、特許翻訳に特化した資格や検定制度は存在しないため、特許翻訳の能力検定として英語一般や翻訳一般の能力検定が利用されている。一部の翻訳の能力検定では、選択問題の一つに特許の翻訳能力に関する問題も含まれている。しかしながら、これらは必須問題としてではなく、選択問題として出題され、また、特許に関する問題を選択したことが検定の付記情報とされるわけでもない。

## ( ) 情報提供・情報検索

特許検索業務は、情報提供者等によりサービスが提供されている。また、特許庁あるいは情報提供者により、様々なオンライン・データベースが公開されている。サービス利用者は、情報提供者に調査業務を委託する場合と、自らオンライン・データベースにより情報検索を行う場合がある。

なお、平成11年に特許庁HP上に特許電子図書館(IPDL)が開設され、特許情報の入手が飛躍的に改善した。これを受けて、特許電子図書館の普及のために特許情報等の検索に関する専門家である「検索指導アドバイザー」が、全国の各都道府県に設置された知的所有権センターに常勤し、特許情報等の検索に関する無料指導・相談に対応している。

### 業務範囲

特許情報を提供する民間事業者としては、例えば、(a) インターネット・オンライン情報提供サービス(独自の特許情報

データベースをインターネットやオンラインで提供)、(b) 調査・検索サービス(出願前調査、権利調査、他社の出願動向調査等)、(c) 文献サービス(国内外の文献の取り寄せ、複写)、(d) パテントマップ作成サービス(特許情報を整理・分析し、特定分野に関する技術動向を示した情報(パテントマップ)を作成)、(e) CD-ROM作成サービス(特定分野に関する特許情報を収録したCD-ROM等を作成)等があり、多様なサービスを提供している。特許庁HPには各種の特許情報提供事業者が掲載されている。

### 能力検定制度

情報検索業に関して業務独占資格はないが、後述するように国や民間団体による能力検定制度がある。この能力検定制度は、特許検索に限らない情報検索全般にかかわるものであり、例えばデータベース検索技術者認定試験等が情報検索技術者に広く利用されている。

なお、上記データベース検索技術者認定試験では、特許情報の検索能力に関する問題が含まれており、全体の約2~3割を占めている。しかしながら、これらは必須問題としてではなく、選択問題として出題され、また、特許に関する問題を選択したことが検定の付記情報とされるわけでもない。

また、「検索指導アドバイザー」に対しては、採用時に特許情報等の検索に関する一般教養、法律、実務等について3週間の研修が実施される。

## ( ) 特許流通

特許流通業は、特許流通業者により提供されている。また、企業の知的財産部門では自らの業務として、特許流通を行っている。また、「特許流通アドバイザー」によっても指導・相談業務が行われている。なお、特許流通業は、特に資格を有さなくても行えるが、弁理士法や弁護士法等に規定される法律行為を業として行うことはできない。

特許流通について、現在確立された能力検定制度はないが、特許庁では(財)日本テクノマートに委託して、知的財産権取引業者育成のための研修会を開催している。

### 知的財産権取引業者

知的財産権取引業者とは、知的財産権に基づく技術や方法を取引するための相談・アドバイス・仲介等を行っている事業者のことである。業務内容も、特許ライセンスの紹介から、特許技術の事業化への支援等、多岐にわたっている。報酬形態も、顧問料によるものや、契約成立ごとの歩合等、様々な形態が採られる。

現在これらの知的財産権取引業者は、特許出願や契約の代理等、弁理士・弁理士の独占業務に抵触しない範囲内であれば、業務を行う上で特別の資格を必要としない。

我が国においては、知的財産権の事業化に関する各種

(\*) TOEICはEducational Testing Service(ETS)の登録商標。

サービスを業とする知的財産権取引業者が少なく(知的財産権取引業データベース登録数33機関(平成13年3月現在(財)日本テクノマートのHP等参照))、認知度も低い。このため特許庁では、事業者情報を収集し、特許庁HPに掲載して公開することにより、業態の社会的認知度の向上、利用者の利便性の向上、事業者間の競争促進によるサービスの向上を通じて知的財産権取引の活性化を図っている。

(財)日本テクノマートでは、これら知的財産権取引業者の育成を目的として、「基礎研修」「実務研修」を開催している。

#### 特許流通アドバイザー

特許流通の促進事業として、特許庁では(財)日本テクノマートに委託し、特許流通アドバイザーを都道府県単位に設置されている全国の知的所有権センターに派遣し、特許のライセンス等に関する無料指導・相談に対応している。

この特許流通アドバイザーは、大学・研究機関が保有する特許と地域企業との橋渡し等を行う常勤アドバイザー(ゼネラリスト、96名(平成13年2月))と、常勤アドバイザーを補佐して個別案件の技術の専門性や地域性に応じて短期・集中的にきめ細やかなサービスを提供する登録アドバイザー(スペシャリスト、約1,050名(平成13年2月))の二種類のアドバイザーからなる。

特許流通アドバイザー(常勤)に対しては、採用時に、知的財産権法、特許流通データベースの検索方法等について、約1か月の研修が実施される。

#### ( ) その他

その他の知的財産分野のサービス提供者としては、技術移転機関(Technology Licensing Organization)、企業の知的財産専門スタッフ、特許事務所の補助スタッフ、技術士、テクニカルイラストレーション技能士などを挙げることが出来る。

また後述するように、その他の能力評価制度の参考として、法学検定試験・ビジネス実務法務検定等がある。

#### 技術移転機関(TLO)

技術移転機関(TLO)は大学や国公立研究機関で研究開発された新技术を産業界で活用するため、研究成果の特許化及び企業への移転を行う法人である。平成10年に大学等技術移転促進法(略称)<sup>(\*)2</sup>が施行され、TLOによる技術移転の事業促進が図られた。TLOは大学発の新規産業を生み出すとともに、得られた収益の一部を研究者に戻すことで更なる研究資金に充て、大学の研究を活性化させる「知的創造サイクル」の原動力として期待されている。同法により承認されたTLOは、平成10年には4機関であったが、平成13年2月現在では17機関に増加している。

#### 企業の知的財産専門スタッフ

大手・中堅企業の多くは、技術開発に伴う発明の発掘から、発明の権利取得、ライセンス契約など、発明の権利活用まで幅広く関与する知的財産専門スタッフを抱えている。これらのスタッフは、我が国全体で約1万2千人と推計される。大企業には、1社で100人以上の知的財産専門スタッフを抱えるところもあるが、中小・ベンチャー企業においてはこのような専門スタッフを全く持たないところが多い。なお、企業の知的財産専門スタッフのほとんどは弁理士資格を有していない(企業内弁理士数は473名)(知的財産権に関する企業動向調査)(特許庁、平成10年3月)。

これらのスタッフの研修は、日本知的財産協会が会員企業向けに開催している各種研修や、(社)発明協会が開催する各種研修等が利用されている。

#### 特許事務所の補助スタッフ

特許事務所には、弁理士資格保有者のほかに、特許事務所運営に携わるスタッフを多数抱えており、これらのスタッフは、我が国全体で約8千人と推計される。

事務所スタッフは、費用管理、期限管理、顧客リスト管理等をサポートする事務スタッフと、技術的知識・経験を備え、特許明細書作成をサポートする技術スタッフに分けられる。弁理士資格取得者の中には、特許事務所の技術スタッフとして数年間の実務経験を積んでいるものが多い。

知的財産サービスに直接は関係しないが、その他の関連する資格検定制度的として、以下のものが挙げられる。

#### 技術士

技術士とは、「法定の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」とされている。

したがって、弁理士法等他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を行うことは出来ないが、技術のスペシャリストとしての能力検定制度であり、技術開発や特許技術の実用化等の活用では密接なつながりがある。

#### テクニカルイラストレーション技能士

あらゆる技術分野において、工業製品や機械などの図面を作成する技能は高い専門能力として評価されており、特許出願に関する特許図面を作成することも高度な技術が必要とされる。

テクニカルイラストレーション技能士とは、特許出願図面に限らず、前述のようなあらゆる図面の作成技能を評価する検定制度として労働省により設けられた。

弁理士、弁護士のように独占業務を認める業務独占資格ではない。

(\*)2 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年5月6日法律第52号)

法学検定試験・ビジネス実務法務検定

訴訟の増加など、企業活動においては法律実務の必要性が高まってきている。主に法律を学ぶ者や企業の法律実務従事者を対象とした、法律に関する能力検定制度が設けられている。

当然、法律実務等は、司法試験に合格した弁護士の独占業務であるので、この能力検定に合格しても何らかの業務独占を認めるような資格制度ではない。しかし、これまで司法試験や公務員採用試験など、難易度の高い試験しかなかったため、法律業務従事者や学生のインセンティブを向上させるものとして注目されている。

(3) 研修制度について

サービス提供者の質の担保を目的として、サービス提供

者のための研修を行い、「研修受講修了」に「その能力の習得」が済んだものとして修了証を発行する制度がある。この研修制度は、試験のように直接的な能力評価を行う制度ではないが、ある程度の期間をかけて訓練を行うことにより、試験とは異なった点で能力向上に貢献すると考えられる。

代表的なものとして、日本弁理士会、日本知的財産協会、(社)発明協会、(財)日本テクノマートによる研修が開催されている。(「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会中間報告」(特許庁、平成12年11月15日))

(4) 知的財産専門サービス能力評価制度マップ

以上のように、既存の知的財産専門サービスの能力評価制度は以下のようにまとめられる。

	業務独占資格	能力検定制度		研修制度
		特許や知的財産に関するもの	必ずしも知財に関する能力評価が意図されていないもの	
出願手続	弁理士			日本知的財産協会 日本弁理士会 (社)発明協会
特許紛争	弁護士			
特許翻訳			翻訳技能審査 翻訳基礎能力検定 JF <ほんやく検定> 実用英語技能検定 TOEIC® Test	
特許検索			データベース検索技術者 情報検索基礎能力試験	
特許流通				(財)日本テクノマート
その他			技術士 テクニカルイラストレーション技能士 法学検定試験 ビジネス実務法務	

能力評価制度に関する国内ニーズ調査

1 アンケートの趣旨と概要

本調査は、知的財産専門サービスに関する能力評価制度の現状及び今後求められる能力評価制度のニーズを把握することを目的として行われた。

サービスの利用者と考えられる企業1,368社(知財協会企業759社、中小企業609社)及び特許事務所586事務所に、以下の趣旨につき聴取を行った。

既存の知的財産専門サービスの利用状況

どのような能力評価が必要とされているか

能力評価制度の対象となるサービスに対する具体的な意見

アンケートは、平成12年末に行われ、企業451社(回答率:33.0%)、特許事務所103事務所(回答率:17.6%)より回答を得た。

2 アンケート集計結果

(1) 能力評価制度について

( ) 既存の能力評価制度について

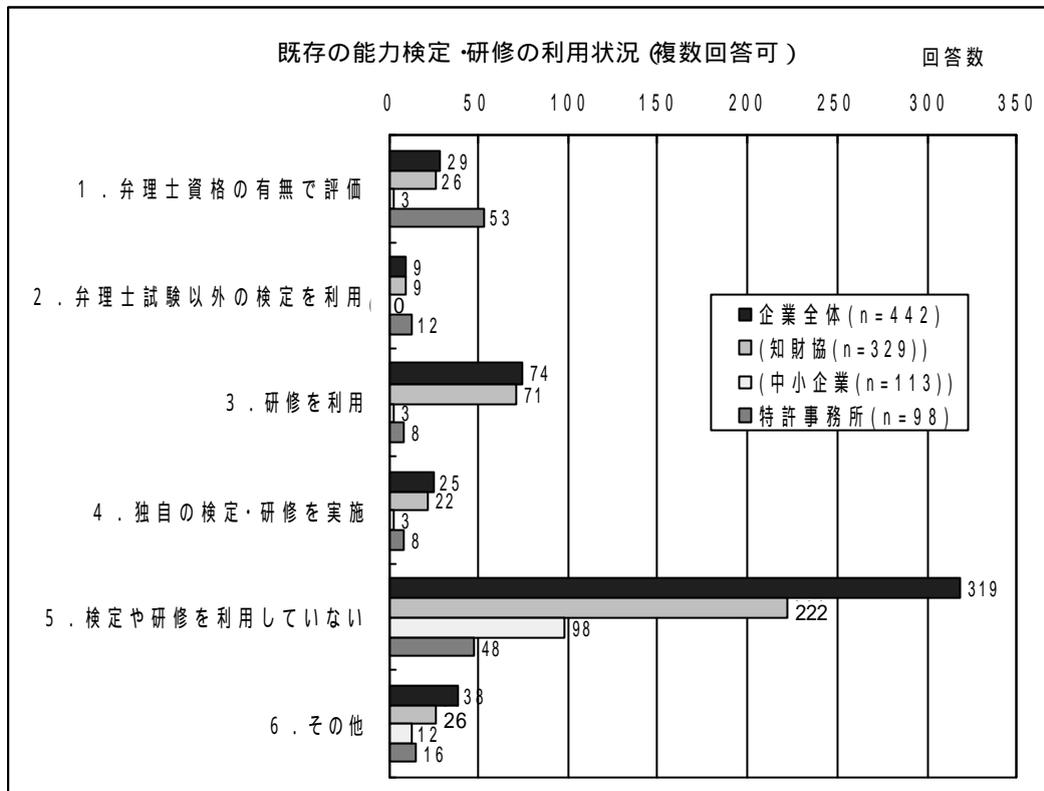
既存の能力検定・研修制度の利用の有無に関する質問(複数回答可)に対して、企業回答は、「利用していない」が72%を占めた。特許事務所回答は、「弁理士資格の有無で評価」が54%、次いで「利用していない」が49%を占めた。

既存の能力検定・研修制度の具体例を求めたところ、「技術文章の翻訳能力」に関する検定として「TOEIC® Test」が、

研修全般に関して「日本知的財産協会」の研修が多く挙げられた。

既存の能力検定・研修制度に足りないものについて、自由記載で意見を聴取したところ、多くの意見が寄せられた。一般的ビジネス・スキルでは、「交渉能力・意見調整能力」

等、また、知財業務に関しては、「発明発掘能力」「明細書作成能力」が、既存の検定研修で評価しきれないとの意見が多く挙げられた。「明細書作成能力」については、特許事務所から多くの意見が寄せられた。



( ) 特許翻訳について

外国出願時の翻訳業務の現状

企業回答では、年間の翻訳業務の件数について、多くの企業が年間翻訳件数20件以下であり約13%の企業が年間100件以上の翻訳業務を行っている。

また、同様に翻訳業務の外注率に関する回答データは鮮明に二極化しており、約16%の企業が翻訳業務をすべて内部で処理しており、約72%の企業がすべて翻訳業務を外注している。

特許事務所回答では、翻訳業務の件数に関して、年間100件以下の翻訳業務をこなしている事務所が約71%を占めており、年間300件以上の翻訳業務をこなしている事務所は全体の21%にすぎない。

また、所内翻訳スタッフの分布状況は、所内翻訳スタッフが3名以下の特許事務所が約69%であるのに対し、所内翻訳スタッフが20名を越える特許事務所は7%にすぎない。

翻訳者に対する評価 / 求める能力

現在利用している翻訳者の平均的な評価を質問したところ、「一般的な翻訳能力」及び「特許翻訳の経験」について

は高く評価されている旨の回答を得た。

これに対して、翻訳者に対して求める能力はどのようなものが質問したところ、「技術に関する知識」が最も重要とされており、次いで「特許翻訳の経験」「一般的な翻訳能力」「納期」が重要との回答を得た。

企業回答と特許事務所回答の両方で、同じ傾向が得られた。

専門知識の必要性 / 翻訳者のニーズ

技術に関する知識が重要、と回答した者を対象として、一般的な翻訳能力に加え、どのような分野において高度な専門知識が必要とされるか質問したところ、いずれにも高い専門知識が必要である旨の結果が得られた。(特に「ソフトウェア」「バイオテクノロジー」には最も専門知識が必要である旨の結果が得られた。)

また、翻訳者の必要性が高まっていると感じる分野はどのような分野であるか質問したところ、「ソフトウェア」「電気」において翻訳者の需要が高いとの認識がなされていた。

企業回答と特許事務所回答の両方で同じ傾向が得られた。

### 特許翻訳の上で重要な法律知識

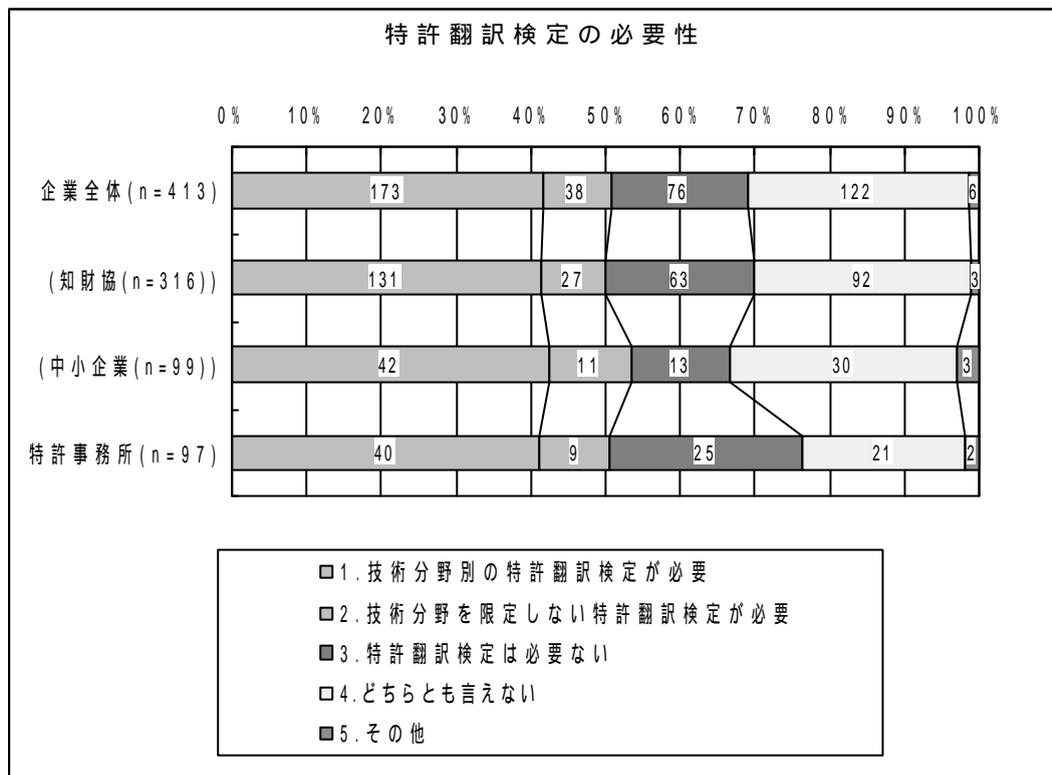
法律知識が重要、と回答した者を対象として、どのような法律知識が重要であるか質問したところ、「海外の工業所有権法」が最も必要である旨の回答を得た。次いで、「日本の工業所有権法」が必要である旨の回答を得た。

企業回答と特許事務所回答の両者で、同じ傾向が得られた。<sup>7</sup>

### 特許翻訳検定の必要性

特許翻訳に関する能力検定制度の必要性については、企業の約半数(51%)が、何らかの検定が必要と回答した。必要ない」は18%、「どちらとも言えない」は30%であった。

また、特許事務所の約半数以上(50.5%)も、何らかの検定が必要であると回答した。「必要ない」は26%、「どちらとも言えない」は22%であった。



### 特許翻訳検定の利用方法

特許翻訳に関する能力評価制度が必要と回答した者を対象として、特許翻訳検定をどのように利用したいか質問したところ、企業、特許事務所ともに「特許翻訳外注先の選定基準に利用する」という回答が最も多かった。

特許事務所回答では、「人材採用の基準」事務所員の評価」との回答の割合が多く、特許翻訳を内部業務として処理している事務所が多くある状況がうかがえる。

#### ( ) 特許検索について

##### 検索者に対する評価 / 求める能力

現在利用している検索者の平均的評価を質問したところ、「特許性判断に関する知識」「価格(安さ)以外の項目は、平均的にある程度評価している」との回答を得た。

これに対して、検索者に対して求める能力はどのようなものかを質問したところ、「技術に関する知識」が最も重要とする旨の回答を得た。次いで「技術分類に関する知識」「納期(スピード)」が重要である旨の回答を得た。

企業回答と特許事務所回答の両者で、同じ傾向が得られ

た。

##### 検索者のニーズ

技術に関する知識が重要、と回答した者を対象として、どのような分野において検索者の必要性が高まっているか質問したところ、いずれの分野も不足している(2ポイント以上)と認識されている旨の回答を得た。特に「ソフトウェア」と「バイオテクノロジー」の分野で検索者が不足している旨の回答を得た。

企業回答と特許事務所回答の両者で、同じ傾向が得られた。

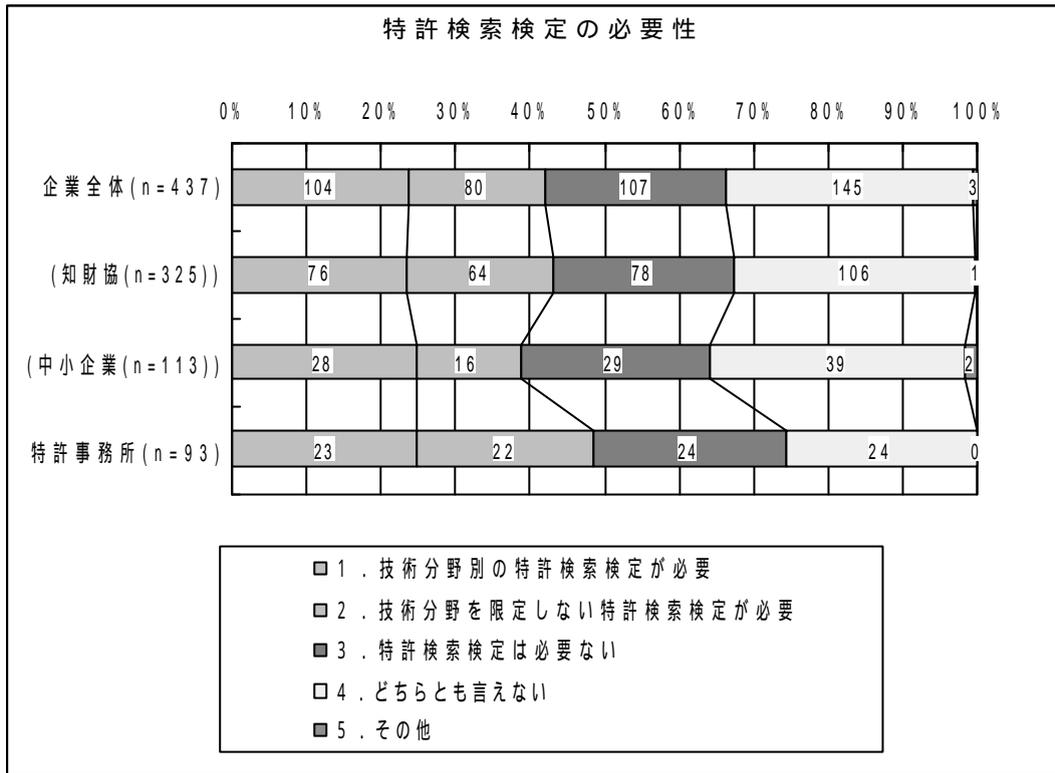
##### 特許検索検定の必要性

特許検索に関する能力検定制度の必要性については、企業の約42%が何らかの検定が必要であると回答した。

必要ない」は24%、「どちらとも言えない」は33%であった。

また、特許事務所では約48%が何らかの検定が必要と回答した。必要ない」は26%、「どちらとも言えない」は26%であった。

また、企業回答と比較を行ったところ、何らかの検定が必要という回答の割合が増加し、「どちらとも言えない」の割合が減少している。



### 特許検索検定の利用方法

特許検索に関する能力評価制度が必要であると回答した者を対象として、特許検索検定をどのように利用したいか質問したところ、企業、特許事務所ともに「特許検索外注先の選定基準に利用する」という回答が最も多かった。

企業、特許事務所ともに、特許翻訳検定の同様の設問に比べて、「特許検索業務外注先の選定基準」に用いるという回答は少なく、「従業員の評価/事務所員の評価」各人の啓蒙啓発/能力向上」という回答が多かった。

#### ( ) 特許流通について

##### 特許流通に必要な能力

特許流通に必要な能力に関する質問では、企業は「知的財産の資産価値評価能力」が最も重要であり、次いで「交渉力」が重要であると回答した。

特許事務所回答では、「知的財産の資産価値評価能力」が最も重要とされており、次いで「事業化に関する知識」技術に関する知識」交渉力」が重要であるとの回答を得た。

##### 特許流通能力検定の必要性

特許流通に関する能力検定制度の必要性について質問したところ、企業の12%が「必要」、36%が「必要ない」、51%が「どちらとも言えない」と回答した。

特許事務所の回答では、15%が「必要」、35%が「必要ない」、50%が「どちらとも言えない」と回答した。

企業回答のうち、知財協会企業と中小企業との比較を行ったところ、知財協会企業では「必要ない」との意見が圧倒的に多かったが(42%)、中小企業では、「必要」が「必要ない」を上回った。(「必要」20%に対して「必要ない」が19%)

企業回答と特許事務所回答を比較すると、特許事務所回答では「必要」が3%増加している。

##### 特許流通検定の利用方法

特許流通検定が必要と回答した者を対象として、特許流通検定をどのように利用したいかを質問したところ、多くの企業が「外注先の選定基準に利用する」と回答した。

特許事務所回答では、「外注先の選定基準に利用する」「人材採用の基準」に利用するとの回答が多かった。

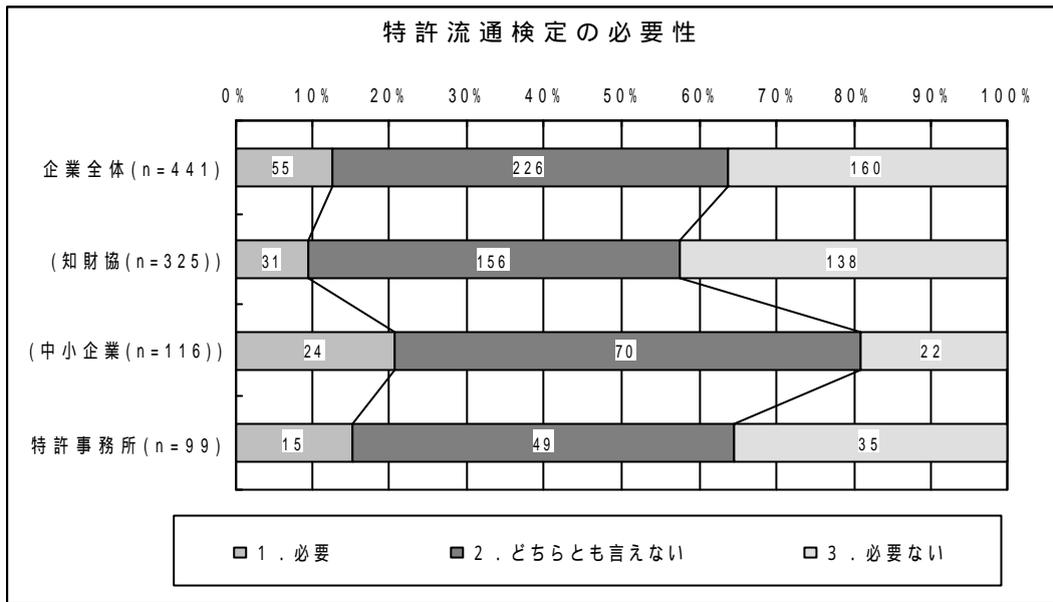
##### 特許流通検定の実施方法

特許流通検定が必要と回答した者を対象として、特許流通検定をどのように実施するべきか、と質問したところ企業では「モデルケースによる実技試験」という回答が最も多かった。

特許事務所では、「研修修了による認定」という回答が最も多かった。

##### 「必要ない」理由

特許流通に関する検定制度は「必要ない」と回答した方にその理由を聞いたところ、企業の約8割が、特許事務所の約6割が「特許流通の能力は検定では測れない」と回答した。



( ) その他

その他に必要とされる能力評価制度を自由記載で質問したところ、多くの意見が寄せられ、企業回答では「明細書等文書作成能力」「企業内での権利化業務(発明発掘、特許戦略展開等)」に関する意見が多く寄せられ、特許事務所回答では「明細書等文書作成能力」に関する意見が多く寄せられた。

(2) 求められる弁理士の専門性について

( ) 企業回答

現在どのような分野において弁理士が不足していると考えるか、と質問したところ、「訴訟」の弁理士が不足している旨の回答を得た。次いで「ソフトウェア」と「ライセンス契約」が挙げられた。「商標権」「意匠権」には不足感が少なかった。

知財協会企業と中小企業との比較を行ったところ、知財協会企業では、不足する技術分野は「ソフトウェア」のみが突出しているのに対して、中小企業では「ソフトウェア」に続いて「バイオテクノロジー」「化学」「機械」と全体的に不足感がある。

また、その他の分野では、知財協会企業では「訴訟」「ライセンス契約」が高く、中小企業では「ライセンス契約」が突出して不足感が現れている。

回答業種ごとの比較を行ったところ、「ソフトウェア」については(化学業種を除いて)全体として不足感が最も強く現れた。

またその他の分野では、電気、機械業種において「訴訟」「ライセンス契約」が高く、化学業種において「訴訟」、建設業種において「ライセンス契約」で、不足感が現れている。

( ) 特許事務所回答

個別の特許事務所において、どのような分野に詳しい弁理士を採用/増員しようと考えているか質問したところ、技術

分野では「電気」、次いで「ソフトウェア」が挙げられた。「意匠権」「技術移転」「著作権」等では不足感は示されなかった。

知財業界において一般的に、どのような分野に詳しい弁理士が不足していると考えているか質問したところ、技術分野では「ソフトウェア」「電気」「バイオテクノロジー」が挙げられた。「訴訟」「ライセンス契約」「技術移転」「著作権」「不正競争法」では、いずれも個別事務所に関する回答より高い不足感が示された。

3 アンケート結果についての関係機関からのコメント

知的財産専門サービスに関する調査票のアンケート結果を提示して、日本弁理士会、知財協、発明協会など関係機関にコメントを求めたところ、以下の回答が寄せられた。

(1) 資格制度全般について

新たな能力評価制度を設けなくても、格別の不都合はない旨の意見もあったが、一方、業務における「質」が重視される時代では、レベルを客観的に評価するための物差しが望まれているのではないかと意見もあった。

また、一般国民や地方の中小企業特許担当者の中には、能力評価制度の必要性を認識する者が多いと思われるが、企業及び特許事務所においては、能力評価制度の必要性についての認識が予想していたよりもかなり低いとのコメントが寄せられた。

このほか、業務の経験なども勘案して、資格の付与がなされるのが望ましいとの意見、効果確認的な制度を導入し、継続的に資質担保を図る体制を作るべきとの意見、弁理士の資格取得後、一定期間ごとに「更新試験」を行って、弁理士の質の向上を図るべきという意見等が寄せられた。

## (2) 特許翻訳

「特許翻訳」検定制度を設けることに対してはおおむね肯定的な意見であった。また、技術分野別の試験区分・試験内容・検定制度とするべきとの意見(複数)、今後機械翻訳が進歩し、需要が減退することを懸念する意見(複数)、合格者には、特許制度・明細書等の研修を履修させた上で資格を与えるべきとする意見等が寄せられた。

## (3) 特許検索

「特許検索」の能力評価制度に関しては、必要性について賛否両論があった。また、肯定的な意見の中には、技術分野別の試験区分・試験内容が適当との意見も見受けられた。

## (4) 特許流通

「特許流通」の検定制度については、必要性を疑問視する意見が多かった。

## (5) その他の検定制度の設立

・弁理士事務所補助者のための明細書作成能力などの「特許実務能力」の検定を設けるべき

・複数のレベルを設けた、「工業所有権制度一般」の検定制度を設けるべき

との意見が寄せられた。

なお、「工業所有権制度一般」の検定制度については、「特許翻訳」や「特許検索」などの特定の検定制度を個別に設けるのではなく、「工業所有権制度一般」という共通試験に加えて必要な専門能力を追加的に評価する試験にすべき、との意見であった。

## 諸外国の状況

海外の知的財産分野における能力評価制度(弁護士・弁理士を除く)の状況を把握するため、先進国(米国・ドイツ・英国)における現状についての調査を行った。

### (1) 米国

米国においては、「特許翻訳」、「特許検索」、「特許流通」に限った能力評価制度は存在しない。これらはいずれも、市場による評価にゆだねられている。

なお、「特許流通」に関しては、サービス提供者に実績情報を公開することを義務付けており、市場による評価がなされるよう法整備されている。

その他、知的財産分野に特化したものではないが、「パラリーガル」と呼ばれる法律業務補助の職業が存在しており、業界団体によって幾つかの能力評価制度が整備されている。

### (2) ドイツ

ドイツにおいては、知的財産分野の能力評価制度として「弁理士補助士」(Patentanwaltsgehilfe)が存在する。これ

は、弁理士の業務を補助する資格者の制度として、法令に定められているものである。

「特許翻訳」、「特許検索」、「特許流通」に限った能力評価制度は存在しないが、一般的な翻訳業務は職業教育制度の資格として確立されており、業務独占資格ではないが、翻訳業務に就くため実質的に資格が必要とされている。

### (3) 英国

英国においては、「特許翻訳」、「特許検索」、「特許流通」に限った能力評価制度は存在しない。「特許検索」に関しては、弁理士によって多くのサービスが提供されている。

なお、「特許翻訳」に関しては、特許庁への翻訳文提出時に翻訳者の署名が求められている。また、英国においては、特許出願の代理人は誰にでもできるとされている。

## まとめ

本調査研究は、以上のとおり、知的財産分野における能力評価制度の現状、知的財産分野における能力評価制度のニーズ、及び知的財産分野における海外の能力評価制度について調査を行ったものであり、調査結果をまとめると、以下のとおりである。

1. 知的財産分野においては、業務独占資格制度としての「弁理士」、「弁護士」以外には、知的財産分野における業務の能力を直接評価する能力評価制度は存在しなかった。
2. 大企業、中小企業及び弁理士事務所にアンケートを行った結果、既存の能力検定・研修等は余り利用されていないことが分かった。また、

「特許翻訳」の能力評価制度を設けることに対しては、知財協会企業50%、中小企業54%、特許事務所の51%が必要を認める一方、知財協会企業20%、中小企業13%、特許事務所の25%が必要ないとする旨の回答を得た。

「特許検索」の能力評価制度に関しては、知財協会企業43%、中小企業39%、特許事務所の48%が必要を認める一方、知財協会企業24%、中小企業26%、特許事務所の26%が必要ないとする旨の回答を得た。

「特許流通」の能力評価制度に関して、知財協会企業10%、中小企業21%、特許事務所の15%が必要を認める一方、知財協会企業43%、中小企業19%、特許事務所の35%が必要ないとする旨の回答を得た。なお、これが不必要理由としては「特許流通の能力は検定では測れない」とする回答が78%を占めた。

その他、能力評価制度が必要なものとして、「発明を発掘する能力」や「明細書・意見書等の文書作成能力」が挙げられた。

3. 海外の知的財産分野における能力評価制度（弁護士・弁理士を除く）としては、ドイツに「弁理士補助士」(Patentanwaltsgehilfe) が存在するほか、能力評価制度は見当たらなかった。

(担当 研究員 大野 敬史)

